

## 青森県電気自動車等導入普及推進協議会設置要綱(案)

### (目的)

第1条 青森県電気自動車等導入推進協議会(以下、協議会)は、青森県内におけるプラグインハイブリッド車や電気自動車の実証、導入、普及等に関する活動を行うことを目的とする。

### (協議事項)

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) プラグインハイブリッド車や電気自動車の実証、導入、普及方策の検討
- (2) プラグインハイブリッド車や電気自動車の普及啓発
- (3) その他プラグインハイブリッド車や電気自動車の実証、導入、普及に必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は、第1条の目的に賛同する企業、団体、大学、研究機関、地方自治体をもって構成する。

### (会長・副会長)

第4条 協議会に、会長1名及び副会長2名を置く。

- 2 会長は、青森県知事をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を総括する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは又は不在のときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 協議会の進行は会長が務める。

### (専門委員会)

第6条 協議会には、専門的事項を協議するため、専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会の委員は、会長が指名する。
- 3 専門委員会の委員長は委員の互選により、決定することとし、副委員長については委員長が指名する。
- 4 専門委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

### (事務局)

第7条 協議会の庶務は、青森県エネルギー総合対策局エネルギー開発振興課において処理する。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 付則

この要綱は、平成20年8月 日から施行する。

青森県電気自動車等導入普及推進協議会名簿

区分	機関名
電力供給者	東北電力株式会社青森支店
	日本風力開発株式会社
大学・研究所等	東京大学
	東京工業大学
	八戸工業大学
	財団法人日本自動車研究所
	エネルギー高度利用研究会
協力ユーザー	青森県商工会議所連合会
	青森県商工会連合会
	青森県中小企業団体中央会
	青森県タクシー協会
	青森県レンタカー協会
	日本原燃株式会社
	むつ小川原石油備蓄株式会社
	東日本電信電話株式会社青森支店
	日本郵便事業会社青森西支店
イオン株式会社東北カンパニー	
市町村	青森市
	八戸市
	五所川原市
	十和田市
	三沢市
	むつ市
	平川市
	平内町
	今別町
	蓬田村
	外ヶ浜町
	鯨ヶ沢町
	深浦町
	西目屋村
	大鱒町
	板柳町
	野辺地町
	七戸町
	六戸町
	横浜町
	六ヶ所村
	おいらせ町
	大間町
東通村	
風間浦村	
佐井村	
五戸町	
南部町	
階上町	
新郷村	
県	青森県
オブザーバー	トヨタ自動車株式会社
	三菱自動車工業株式会社
	青森三菱自動車販売株式会社